

中央清掃事務所より

住宅宿泊事業（民泊）の 運営を予定されている 事業者の皆様へ

住宅宿泊事業（民泊）の実施により発生した廃棄物（届出住宅の宿泊者が出すごみ）は、届出住宅を運営する事業者（認定事業者）が排出責任を有する「**事業系ごみ**」となります。

**事業系ごみの処理費用（有料）は
認定事業者の負担となります**

事業系ごみは、事業者が責任をもって自己処理することが原則（**事業者責任の原則**）であるため、事業者は廃棄物処理許可業者に委託をして処理することとなります。

しかしながら、排出量が少量（日量50kg未満）のごみで、自ら処理することが困難な場合には、「有料」で区のごみ収集に出すことができます。その場合は*「事業系有料ごみ処理券」を必ず貼付する」とともに、分別等ごみ出しルールを守るようお願いします。

また、地域の生活環境保持に留意し、近隣住民とのトラブル等が発生しないよう、ごみの分別方法等については宿泊者に対して十分な説明を行うなど適切な対応をお願いします。



事業系ごみの出し方について

認定事業者の責任において、廃棄物処理許可業者に委託をして処理してください。

- ・廃棄物の種別ごとにごみ箱を分けて用意し、宿泊者に分別がわかるような母国語の表記、イラストによる表示をしてください。
- ・一般廃棄物と産業廃棄物は、それぞれ許可を受けた業者が別々に収集します。廃棄物処理許可業者と契約をする際は、廃棄物の引渡し場所を区が収集する集積所にしないでください。
- ・廃棄物処理許可業者の情報は、
「東京都環境局」<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/> 及び
「中央区」<http://www.city.chuo.lg.jp/index.html> の
ホームページでご確認ください。
- ・排出量が少量（日量50kg未満）で、廃棄物処理許可業者と契約をすることが困難な場合には、中央清掃事務所までご相談ください。

中央区のごみと資源の分け方

燃 や す ご み	生ごみ・紙くず・木くず・プラスチック類・ゴム・皮革類
燃 や さ な い ご み	金属類・ガラス・陶磁器類・汚れの落ちない（びん・缶） 電球・割れた蛍光灯・ライター（中身を使い切る）
プラスチック 製 容 器 包 装	トレイ類・パック類・カップ類・袋類・ラベル類・ボトル 容器類・キャップ類・緩衝材・ネット  ←このマークが目印です。
資 源	紙類・ペットボトル・びん・缶・金属製のなべ・やかん フライパン・スプレー缶・カセットコンロ用ガスボンベ （中身を使い切る）

■住宅宿泊事業（民泊）より発生する廃棄物に関するお問合せ
中央区中央清掃事務所 作業係 ☎03(3562)1521

■住宅宿泊事業（民泊）に関するお問合せ
中央区保健所生活衛生課 環境衛生担当 ☎03(3541)5938